

役員等報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人おかやま福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）、評議員選任・解任委員（以下「委員」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、総額 2,500,000 円の範囲内で業務に応じた報酬を支給するものとする。

（報酬等の算定方法）

第3条 役員等及び委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬等については別表1に定める額
- （2）役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

（公 表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（定 年）

第6条 役員等及び委員の定年は満85歳とし、満年齢に達した年度末を定年基準日とする。

- 2 役員等及び委員の改選決定日に前項基準日に定年に達している者は、新たに役員等及び委員として就任できないものとする。ただし、任期中に定年達した場合は、任期満了まで権利を有する。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

（補 足）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成２９年６月９日より施行する。

附 則

この規程は、令和３年６月１６日より改正施行する。

附 則

この規程は、令和６年６月１７日より改正施行する。

附 則

この規程は、令和７年３月２７日より改正施行する。

別表１（役員等及び委員の報酬等）

（１）理事長

	日 額
理事会等会議へ出席、法人及び施設業務のための出勤	２０，０００円

（２）理 事

	日 額
理事会等会議へ出席、法人及び施設業務のための出勤	６，２００円

（３）監 事

	日 額
監事監査等への出席、法人及び施設業務のための出勤	６，２００円
監事監査業務のための出勤	１０，４００円

（４）評議員

	日 額
評議員会へ出席、法人及び施設業務のための出勤	６，２００円

（５）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	６，２００円